⑵　過剰供給構造の解消

法第二十五条第五項第四号の過剰供給構造の解消に資するものであることとは、当該特別事業再編計画を実施しようとする事業の属する事業分野が二ロ⑶の基準に照らし過剰供給構造にあると判定される場合において、当該特別事業再編計画の実施により供給能力が減少する又は需要を開拓するものであることをいうものとする。

⑶　従業員の地位

法第二十五条第五項第五号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、当該特別事業再編に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、かつ、当該特別事業再編計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことをいうものとする。

⑷　適正な競争の確保

法第二十五条第五項第六号イの適正な競争が確保されるものであることとは、当該特別事業再編計画が、当該申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を著しく困難にさせるおそれのあるもの、当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の協調的な行為を伴うもの、その他の当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないことをいうものとする。

⑵　過剰供給構造の解消

法第二十六条第四項第四号の過剰供給構造の解消に資するものであることとは、当該特定事業再編計画を実施しようとする事業の属する事業分野が上記二ロ⑶の基準に照らし過剰供給構造にあると判定される場合において、当該特定事業再編計画の実施により供給能力が減少するものであることをいうものとする。

⑶　従業員の地位

法第二十六条第四項第五号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、当該特定事業再編に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、かつ、当該特定事業再編計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことをいうものとする。

⑷　適正な競争の確保

法第二十六条第四項第六号イの適正な競争が確保されるものであることとは、当該特定事業再編計画が、当該申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を著しく困難にさせるおそれのあるもの、当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の協調的な行為を伴うもの、その他の当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないことをいうものとする。

⑸　一般消費者等の利益

法第二十五条第五項第六号ロの一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではないこととは、当該特別事業再編計画を実施することにより、当該申請を行う事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されること、その他の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれが生ずるものでないことをいうものとする。

五　国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野及び当該事業分野に係る特別事業再編に関して留意すべき事項

イ　法第二十二条第二項第五号の国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野は、次の⑴から⑸までの事業分野とする。

⑴　健康、医療又は介護に関する事業分野

疾病予防、健康づくり、医療診療又は介護の自立支援等に関する社会課題に対応し、健康寿命の延伸を図るため、データ（ゲノム情報、データベース等）、人工知能、情報通信技術、ロボット、優れた技術シーズ等の活用により、健康、医療又は介護等に係る質の高い商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野

⑵　移動の次世代化に関する事業分野

人又は物の移動の効率化又は高度化を図るため、データ、人工知能、情報通信技術、ロボット等の活用により、移動に係る商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野

⑸　一般消費者等の利益

法第二十六条第四項第六号ロの一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではないこととは、当該特定事業再編計画を実施することにより、当該申請を行う事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されること、その他の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれが生じるものでないことをいうものとする。

［新設］